

6.大阪府守口市立庭窪中学校「いじめ」防止基本方針

第1章 「いじめ」の定義と学校としての基本方針

1. 「いじめ」防止対策基本方針策を策定した思い

「いじめ」は、その子どもの将来にわたって内面を傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、「いじめ」はもちろん、「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細な事でも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、「いじめ」事象の発生・深刻化を防ぎ、「いじめ」を許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つ、かけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では「自ら学び 他者と響き合い 未来を切り拓く 健やかな生徒の育成」を教育目標としており、様々な集団が他者と響き合うことで、より確かなものに高めていく教育実践を行っている。そのためには、教育指導目標の中にもあるように「自分を大切にし、互いの違いを認め合い高め合える人間性の育成」が大切だと考えている。「いじめ」行為はこのことに反するものであり、「いじめ」があるかもしれないという不信感が集団をただ単なる集合体へと変貌させてしまい、その環境下では生徒の学びの力は失われてしまう。

「いじめ」はあってはならない行為という認識のもとに、ここに学校「いじめ」防止基本方針を定める。

2. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な「いじめ」の態様は、以下のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. 「いじめ」防止のための組織

(1) 名称

いじめ等対策委員会

(2) メンバー

管理職 児童生徒支援コーディネーター 生徒指導主事（事案記録）
 教務主任(記録係) 各学年主任 支援教育コーディネーター 養護教諭
 S C S S W

(3) 役割

- ① 学校「いじめ」防止基本方針の策定
- ② 「いじめ」未然防止の取組みと対応
- ③ 教職員の資質向上のために校内研修企画と実施
- ④ 年間計画の企画と実施
- ⑤ 年間計画実施の進捗状況チェック
- ⑥ 各取組みの有効性の検証
- ⑦ 学校「いじめ」防止基本方針の見直し

4. 年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の周知	相談窓口の周知	相談窓口の周知	第1回いじめ等対策委員会 (年間計画確認・共有) 「いじめ」防止基本方針HP更新
5月	授業参観後の学年懇談教育相談	授業参観後の学年懇談教育相談	授業参観後の学年懇談教育相談	
6月	携帯安全教室 庭中アンケート	携帯安全教室 庭中アンケート	携帯安全教室 庭中アンケート	小中連絡会で1年生の様子について情報交換
7月	学年集会	学年集会	学年集会	携帯安全教室 終業式：校長講話 生徒指導より
8月				
9月	交通安全教室 いじめ調査	いじめ調査	いじめ調査	始業式：校長講話 生徒指導より

10月	アンケート 教育相談週間	アンケート 教育相談週間	アンケート 教育相談週間	第2回委員会 (状況報告と 取り組みの検証) 終業式：校長講話 生徒指導より 始業式：校長講話 生徒指導より 第3回委員会 (年間の取り組み の検証) 生徒指導総括
11月	授業参観後の 学年懇談 いじめ未然防止の 取り組み 薬物乱用防止教室	授業参観後の 学年懇談 いじめ未然防止の 取り組み	授業参観後の 学年懇談 いじめ未然防止の 取り組み	
12月	学年集会 いのちの学習	学年集会 いのちの学習	学年集会 いのちの学習	
1月				
2月	教育相談週間	教育相談週間		
3月	(卒業式) 学年集会	(卒業式) 学年集会	卒業式	

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ等対策委員会は年間計画にあるように年3回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処が上手くいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 「いじめ」の未然防止のために

1. 基本的な考え方

「いじめ」の未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

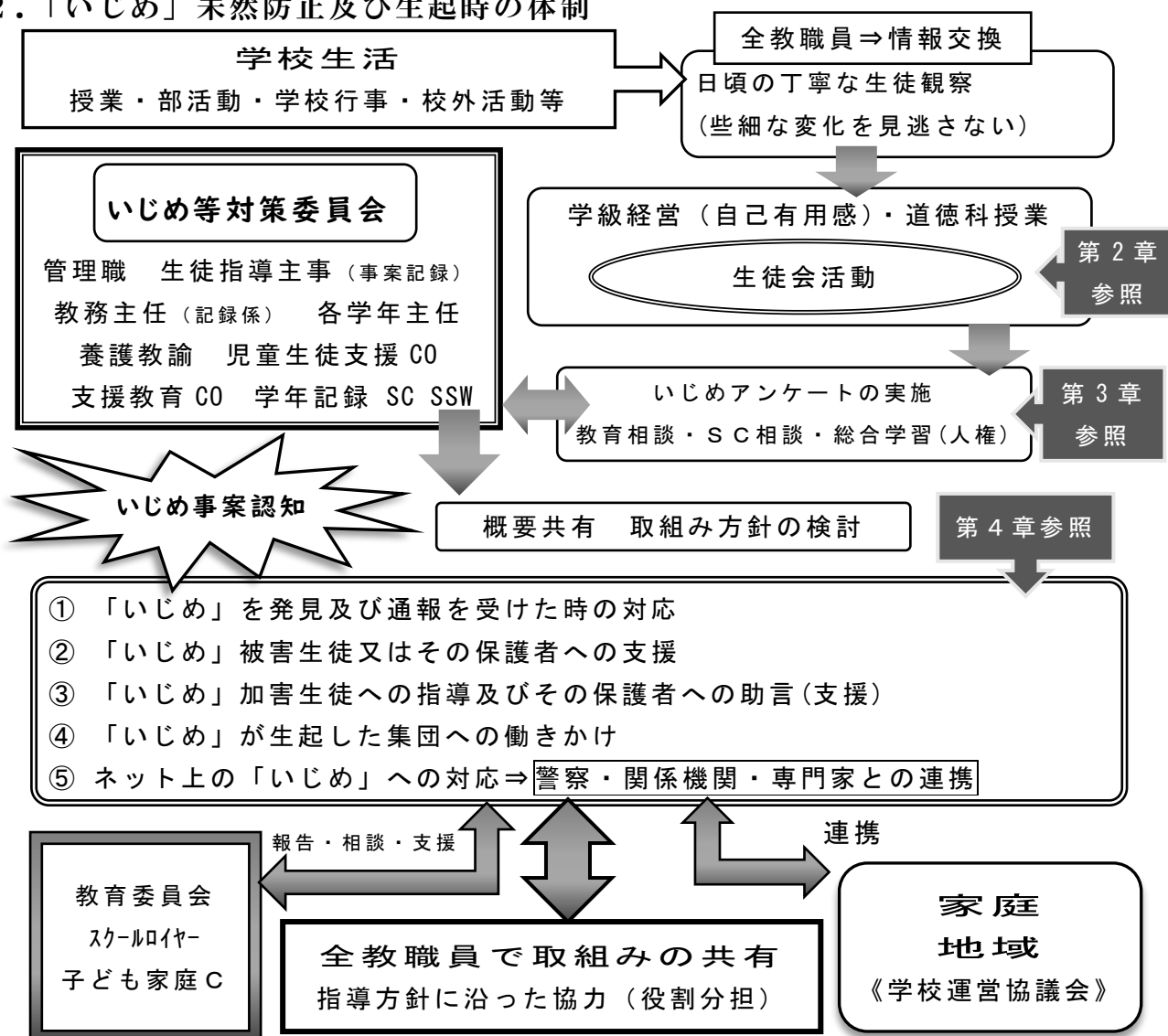
特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係作りや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

「いじめ」問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには『「いじめ」はどの学級にも学校にも起こり得る』という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校では「**支えあい 高めあう 仲間たち**」という生徒目標がどのクラスにも掲げられている。この生徒目標を達成できるよう教職員集団が生徒一人一人に、また複数

に様々なきっかけを与える必要がある。この生徒目標が達成されるような生徒集団であれば、クラスは一人一人にとって安心・安全な場所になり、「いじめ」を未然に防ぐことができるという認識をもって取り組む必要がある。

2. 「いじめ」未然防止及び生起時の体制



3. 「いじめ」未然防止のための措置

(1) 平素から「いじめ」についての共通理解を図るため、教職員または生徒に対して以下の①～⑥のような「いじめ」問題についての基本的な認識を持たせる。

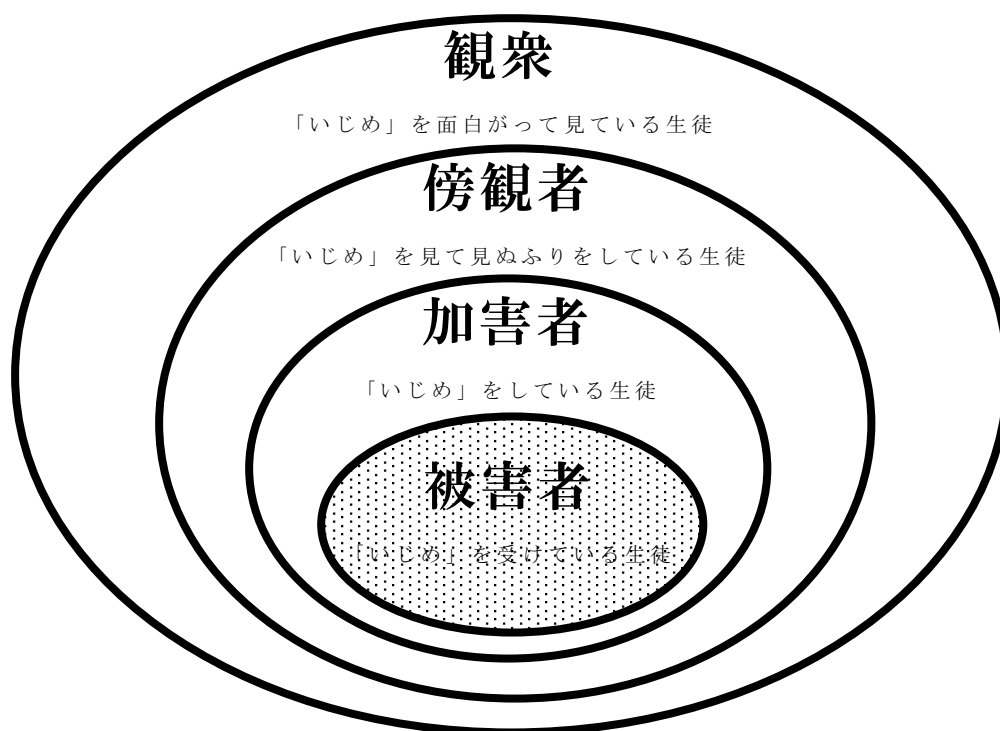
- ① 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 「いじめ」は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」は被害者側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 「いじめ」に向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、まず教職員が生徒たちに愛情を持ち、安心・安全な場所としてクラス的环境を整えることができるよう学級経営や教育活動を行っていく。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において相互に関わる機会を増やし、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行うことで、生徒たちに自己肯定感や自己有用感を実感させていく。

また、生徒自らが「いじめ」について学び、取り組むことも大切である。その方法として、道徳の授業などで具体的な事例を示して「いじめ」の四層構造【*1】を理解させ、それぞれの立場について考えさせることを行う。

【*1】「いじめ」の四層構造



(3) 「いじめ」が生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が子どもを傷つけ、結果として「いじめ」を助長してしまう場合があることを理解しておく。

(4) わかりやすい授業づくりを進めることで生徒一人一人が集団のなかで活躍できる機会がより増え、互いを認め合うことができる。

そのために、教職員間で互いの授業を見学しあい意見交換を重ねることが大切である。また、教職員間で気軽に相談したり、尋ねたりできるような職員室の雰囲気をつくる。

(5) ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

そのために、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を利用し、**アンガーマネジメント【*2】**などを導入し、適切に対処できる力を身につける授業を行う。

【*2】アンガーマネジメント

混沌とした気持ちを整理したり、状況を客観的に見る力を育てたりすることを通じて、衝動性が高まっても自分で沈静化し適切な表現や問題解決ができるような力を学ぶプログラムのこと。

(6) ネット上の「いじめ」を未然防止するために情報モラル教育を進める。そのために、携帯電話会社等が行う携帯安全教室を生徒向け、保護者向け、教職員向けに定期的に開催する。

第3章 「いじめ」を早期発見するために

1. 基本的な考え方

「いじめ」の特性として、「いじめ」にあっている生徒が「いじめ」を認めることを恥ずかしいと考えたり、「いじめ」の拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、「いじめ」が長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れている「いじめ」の構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

学級担任や教科担任が互いに気になる状況があれば、些細な事でも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2. 「いじめ」の早期発見のための具体的措置

(1) 実態把握の方法として、**定期的なアンケートを年3回（3年生は2回）実施する。**

そのアンケート結果をもとに、複数の教職員で確認した上で学校いじめ対策委員会で情報を集約した後、全教職員で共有する。

(2) **教育相談は二者（教師と生徒）懇談を年3回（3年生は2回）、三者（生徒、保護**

者、担任）懇談を年2回行う。なおこの教育相談で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて個人情報保護法に沿って適切に管理する。

(3) 基本的な考え方のところでも述べたように、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、**生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける**ことで生徒の様子を観察する。また、何か異変に気づいた時には即座に対応する。

- (4) 本校では年間2回の授業参観後の学年懇談会や公開授業、6月の地区別集会、そしてPTA活動も盛んで、保護者が学校に来る機会が多く、その際に相談体制を周知させる。2月には保護者向けのアンケートをとって、そこで相談体制が適切に機能しているかどうか確認する。
- (5) 相談体制は充実していたとしても、生徒やその保護者、または教職員が、抵抗なく「いじめ」に関して相談できる環境を整える必要がある。そのために、日頃から学年通信などで学校の様子、学年の様子、クラスの様子を保護者に伝える。また、生徒の様子について、よいところや気になるところなどを電話連絡や家庭訪問などで情報共有することで保護者との連携を密にはかり生徒を見守る。
- (6) ネット上の「いじめ」を早期発見するためにも、定期的に検索をかけて発見することに努める。
- (7) チェックリストを職員室または印刷室に掲示し、定期的に教職員がいじめのサインがないかをチェックしていく。
- (8) 年1回のいじめ問題に対する校内研修を実施する
- (9) 年間35回の道徳授業の充実と各学期に人権教育を導入する。また11月には『いじめ未然防止の取り組み』を実施する。

※いじめチェックリスト・『いじめ未然防止の取り組み』については別紙を参照する。

第4章 「いじめ」への対応

1. 基本的な考え方

「いじめ」にあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、「いじめ」行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、「いじめ」を行った生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚するのが困難な状況にあたりする場合がある。よって、「いじめ」を行った当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔み、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。「いじめ」を受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

- (1) 「いじめ」の疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階から適切に関わること。
- (2) 「いじめ」の疑いとなる行為を発見した、または生徒や保護者から『「いじめ」ではないか』との相談や訴えを聞いた教職員は真摯に傾聴し、速やかに他の教職員と情報共有すること。いじめ等対策委員会の一員に報告することが望ましい。

- (3) 「いじめ」を受けた生徒および「いじめ」を知らせてきた生徒の安全を速やかに確保すること。
- (4) 「いじめ」の被害および加害の生徒の保護者には来校していただくか、家庭訪問によって直接会ってより丁寧に対応すること。
- (5) 「いじめ」が認知された場合、いじめ等対策委員会を招集し対応に当たる。

2. 「いじめ」を発見および通報を受けたときの対応

- (1) 「いじめ」の疑いがある行為を確認した場合
 - ① その場でその行為をやめさせるよう説諭および指導する。
 - ② 他の教職員に協力を要請し、複数対応で当たる。
 - ③ 被害を受けていた生徒の安全を確保する。
 - ④ 周りの生徒も含め事情を聴き取るなどして「いじめ」の事実確認を行う。
- (2) 「いじめ」の相談や訴えがあった場合
 - ① 知らせてきた生徒の安全を確保し、丁寧に事情を聴き出す。
 - ② 他の教職員に協力を要請し、複数対応で当たる。
 - ③ 被害を受けていた生徒の安全を確保する。
 - ④ 周りの生徒も含め事情を聴き取るなどして「いじめ」の事実確認を行う。
 - ⑤ 被害生徒や保護者に対し、聞き取り事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害生徒やその保護者の意向を尊重する。
- (3) (1)(2)の場合で事実確認の結果「いじめ」が認知された場合
 - ① いじめ等対策委員会を設置し、今後の対応に当たる。
 - ② 管理職は守口市教育委員会に報告し、相談する。
 - ③ 被害・加害の保護者への連絡を家庭訪問および来校していただいて直接会ってより丁寧に行う。
 - ④ 「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時には、守口警察と相談し、対応方針を検討する。
 - ⑤ 「いじめ」が生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに守口警察に通報し、適切に援助を求める。
 - ⑥ 上記と並行して、いじめ等対策委員会を臨時で開き、被害・加害生徒だけでなく、「いじめ」が起きた集団に対する取り組みを検討し、実施する。

3. 「いじめ」を受けた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめ等対策委員会のメンバーと被害者生徒の担当教職員（学級担任、教科担任、クラブ顧問等）が中心となって今後の支援方法を検討する。
- (2) 「いじめ」を受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、「いじめ」を行った生徒を定められた期間、別室指導とする。また、場合によっては出席停止とする。

(3) 「いじめ」を受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

- ① 「いじめ」を受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携する。
- ② スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

4. 「いじめ」を行った生徒への指導またはその保護者への助言

(1) その場で行っている「いじめ」行為を速やかに止めさせる指導をまず行う。

(2) 「いじめ」を行った生徒（「いじめ」を行ったとされる生徒）から丁寧に事実確認を行う。その際には個別に行うなどの配慮をすること。

(3) 事実関係を聞いた後は、速やかに「いじめ」を行った生徒の保護者へ来校していただくよう連絡を行い、顔を合わせて丁寧に事情を説明し協力を依頼する。

(4) いじめ等対策委員会のメンバーと加害者生徒の担当教職員（学級担任、教科担任、クラブ顧問等）が中心となって今後の指導方法を検討する。その際には以下の点に留意する。

- ① 「いじめ」は人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 「いじめ」を行った生徒が抱える問題などにも目を向け、決して許される行為ではないが、このことをきっかけに成長できるチャンスとして指導にあたる。そのうえで当然のことながら、「いじめ」をやめさせ、その再発を防止するようにする。
- ③ 複数の教職員が連携し、組織的に行うこと。場合によってはスクールカウンセラーの協力を得ること。

5. 「いじめ」が起きた集団への働きかけ

(1) 「いじめ」に関わった生徒に対して複数の教職員で対応し、正確に事実確認を行う。

(2) いじめ等対策委員会のメンバーと被害・加害者生徒の担当教職員（学級担任、教科担任、クラブ顧問等）が中心となって今後の指導方法を検討する。その際には以下の点に留意する。

- ① 「いじめ」を受けた生徒がすぐにでも安心して教育を受けられるよう指導を行う。
- ② 「いじめ」を受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みを共感できる心を育てることで行動の変容につなげる。
- ③ 同調していたり、はやし立てたりしていた観衆、見て見ぬふりをしていた傍観者として行動していた生徒がいることで、「いじめ」を受けていた生徒にとっては、「いじめ」による苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めてしまうことに気づかせる。

- ④③の観衆や傍観者の生徒は、いつ自分が「いじめ」の被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が『「いじめ」は絶対に許さない』『「いじめ」を見聞きしたら、必ず先生に知らせることが「いじめ」をなくすことにつながる』ということを生徒に徹底して伝える。
- ⑤「いじめ」を被害・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
- ⑥認知された「いじめ」事象については地域性や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるよう努める。
- ⑦⑥のことを分析することによって、今までの生徒への対応の在り方を見直す機会とする。
- ⑧場合によってはスクールカウンセラーとの連携もはかる。

6. ネット上の「いじめ」への対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を発見、または情報として得た場合
 - ①教職員で情報を共有する。各学年のいじめ等対策委員会のメンバーに報告する。
 - ②問題の箇所を確認する。
 - ③問題の箇所を印刷・保存し、その内容をいじめ等対策委員会に報告し、今後の対応について協議する。
 - ④基本的には削除要請を速やかに行うこととする。
 - ⑤必要に応じて守口市教育委員会、大阪府教育委員会に報告し外部機関と連携して対応する。
- (2) 不適切な書き込みへの対応については、以下の点に留意して行う。
 - ①被害生徒への聞き取りは慎重に行い、当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。
 - ②削除要請などは被害にあった生徒・保護者の意向を尊重するが、できる限り、外部機関との連携を図り対応する。
 - ③書き込んだ生徒が特定される場合は、『4. 「いじめ」を行った生徒への指導またはその保護者への助言』に準じて指導を行う。

7. 学校外の生徒に関する相談窓口

- ★ 守口警察署少年係（守口警察署内）
→ 06（6994）1234
- ★ 守口市教育相談（守口市教育センター内）
学校生活や友人関係・不登校・親子関係・学習・進路などの相談
→ 06（6992）6346
- ★ 守口市子ども家庭センター「あえる」（守口市民保健センター内）
子育てに関する相談
→ 06（6992）1655：内線461
- ★ 枚方少年サポートセンター（枚方市）
無断外泊・家出・薬物乱用・非行などの相談
→ 072（843）2000

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

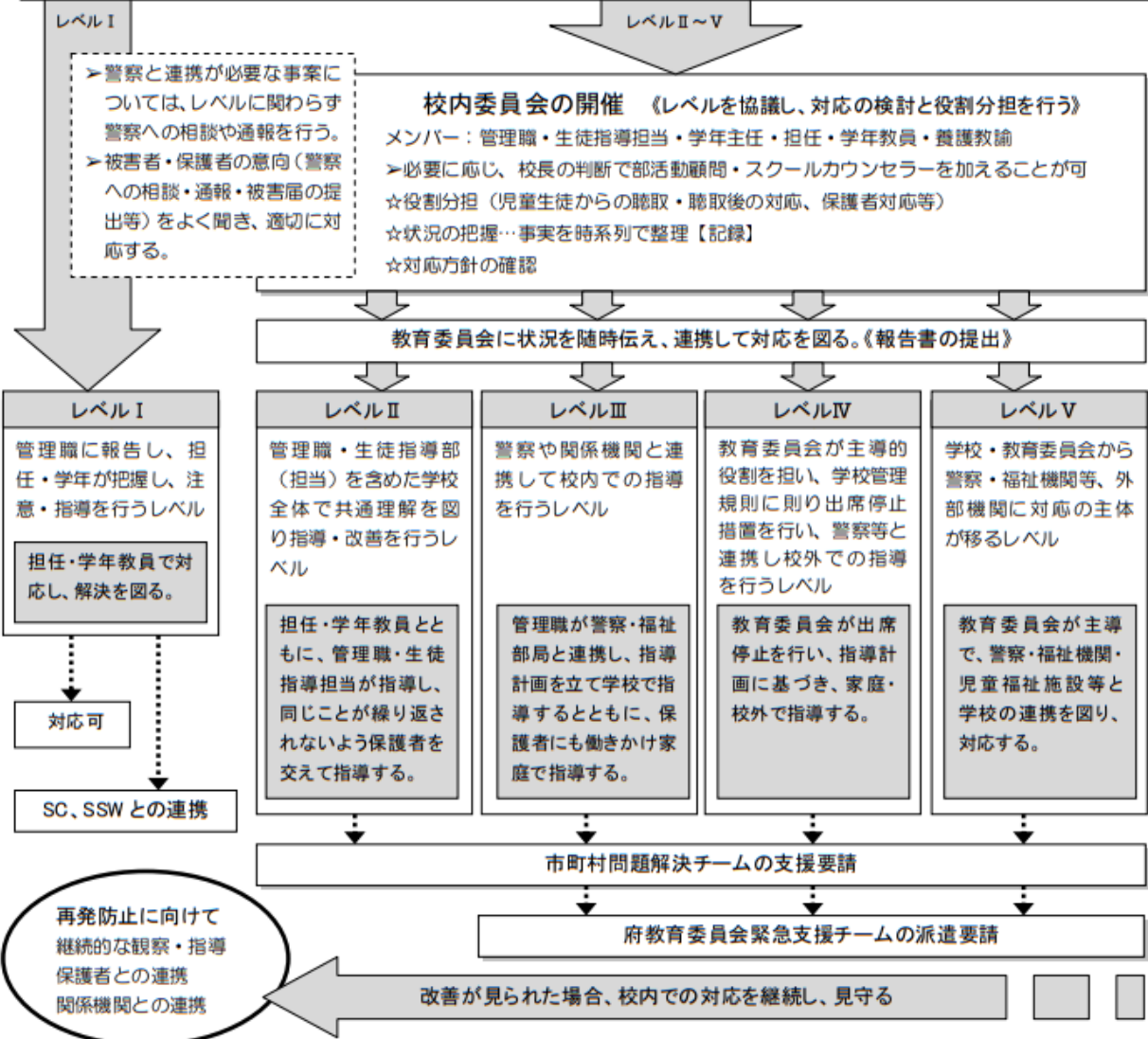
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート（大阪府教育委員会 HP より）